平成２４年（フ）第８１７１号
東京都多摩市南野３丁目４―56
債務者　桑原はるみ
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７３号
東京都港区海岸１丁目６－１―505
債務者　赤間　将一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１号
島根県出雲市上塩冶町2339番地３
債務者　佐野　静子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４４３号
東京都あきる野市油平38番地３レオパレスアヴニールＣ101号
債務者　清水　裕樹
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４４号
東京都あきる野市油平38番地３レオパレスアヴニールＣ101号
債務者　林　美智子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５０号
東京都国立市富士見台３丁目13番地の25
債務者　金川　五郎
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６９１号
東京都町田市金森1101番地110シティハイムひまわり203
債務者　横山佐知子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
熊本県阿蘇市波野大字新波野333番地６
債務者　池田美恵子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第７９９１号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町１丁目32―24―110
債務者　渡部　康代
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０１７号
千葉県松戸市上矢切275―３－Ｂ101
債務者　塚本　裕一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１０１号
東京都中野区沼袋１丁目31―12―101
債務者　安藤　光浩
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１３８号
東京都世田谷区桜１丁目６－８―103
債務者　戸嶋　敦史
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１６５号
東京都大田区羽田６丁目９－３―103
債務者　富永多美子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１６７号
東京都昭島市中神町1139　ウィローレヂデンスＡ棟203
債務者　若菜　一枝
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１０号
東京都清瀬市下宿１丁目167番地の12
債務者　堀井　康行
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６３２号
東京都福生市志茂134番地２平田コーポ102号室
債務者　鈴木　信人
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部